

議案第二十六号

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

港区立生涯学習館条例（昭和五十一年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（使用料の還付）

第十条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

付 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区立生涯学習館条例第十条の規定は、施行日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前になされた利用の承認に係る使用料について

ては、なお従前の例による。

(説明)

生涯学習館の使用料の還付に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。